

SAJ 令和 4 教第 446 号  
令和 4 年 1 月 20 日

公益財団法人全日本スキー連盟  
加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟  
教育本部長 白石 博基  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大等による 2022 年度スキー指導員・準指導員検定、  
スノーボード指導員・準指導員検定、スキーパトロール検定の受検者に対する  
養成講習修了に関する特別措置

日頃より、本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者指定のため、またはその他のコロナの影響により、今年度スキー指導員検定、スキー準指導員検定、スノーボード指導者検定、スノーボード準指導員検定、スキーパトロール検定における養成講習を、規定された時間を終えられなかった受検者への対応について、下記の通りお取り計らい願います。

#### 記

1. 養成講習の修了時間が不足していても受検は可能です。合格すれば資格を認めます。  
ただし、指導者研修またはスキーパトロール研修を合格直後から 2 年連続で 2 回受講することとします。  
その後は、指導者研修またはスキーパトロール研修の義務研修は、規定通りの更新を行うこととします。  
以上をもって、養成講習会未修了の代替と認めます。
2. 加盟団体は、各受検者の養成講習修了状況（修了か未修了か）を正確に把握し、管理してください。
3. 加盟団体は、上記内容での合格者を全て確認し、当該者の以降 2 年間の指導者研修またはスキーパトロール研修受講状況を正確に把握し、管理してください。
4. 上記に反する者は、判明時点で資格の取り下げを含めた処分を行う可能性があります。
5. 対象資格は、スキー指導員、スキー準指導員、スノーボード指導員、スノーボード準指導員、公認スキーパトロールとします。

以上